

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

平成29年分の確定申告を終えて

皆様こんにちは。先日平成29年分の確定申告が終わりました。弊社に依頼して頂いて申告をされた方やご自身で申告された方等様々だと思いますが、確定申告お疲れさまでした。今回は、確定申告が終わったばかりですが平成30年分の確定申告のために、お伝えしたい事を書かせていただきます。

①平成29年分も新規のセブテムメンバーズの方が増加した印象です。最初にセブテムメンバーズに登録して頂く際などに、皆様が確定申告の為に、領収書等を取っておいただくことを伝えて下さっていると弊社としても大変うれしく思います。ありがとうございます。

しかし、セブテム活動を始めてからの経費関係の領収書、(株)セブテムプロダクツから買われた商品の領収書、納品書等を必要ないと思われる、捨ててしまわれる方もいます。捨ててしまうと、確定申告の時にいくら経費を使っていたか把握することが出来ず経費で処理できなくなり、損をしてしまうケースが出てきます。

セブテムメンバーズに登録された際には、確定申告の時の為に、領収書、納品書等を保管しておいてもらえるように、皆様からお伝えして頂けると助かります。よろしく願いいたします。

②確定申告を期限内に無事終われるに越したことはないですが、どうしても期限内に申告できなかった際のデメリットをお伝えしたいと思います。青色申告特別控除の規定により65万円の控除を受けられている方は、期限後に申告されますと10万円の控除しか出来なくなります。差額55万円を事業所得から減らすことが出来なくなるため、その分所得が高くなってしまい、配偶者控除等の適用を受けられなかったり、期限内申告より所得税が高くなってしまう可能性があります。

また、期限後の確定申告により、所得税を納める必要がある場合には、無申告加算税や延滞税を支払わなければならない場合もあります。

このように、期限後申告にはデメリットがありますので、期限内に申告をするようにしましょう。

不明点等がありましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフは“いつまでも賢い人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182

mail：simada4f@po.mirai.ne.jp

【相談依頼書】 FAX：052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】